

令和2年度

千葉港他発注補助業務

特記仕様書

令和元年12月
国土交通省関東地方整備局
千葉港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、千葉港湾事務所における港湾事業等に関する工事・業務設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算根拠資料、積算システムへの積算データ入力の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事・業務発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

なお、対象となる工事・業務は、主として海上や海中で施工するため、作業船を使用するものがある。また、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 業務場所

千葉港、東京湾内の対象工事現場(調査現場含む)及び調査職員が指定する場所

3. 履行期間

契約締結日から令和3年3月26日までとする。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
千葉港他発注補助業務	発注補助業務			
	工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成	式	1	別紙1,2,3のとおり
	積算根拠資料作成	式	1	別紙1,2,3のとおり
	積算システムへの積算データ入力	式	1	別紙1,2,3のとおり
	打合せ	回	6	
	協議・報告	回	2	
	照査	式	1	
成果物	式	1		

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和元年12月)の定めによるものとし、これによりがたい場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し、実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては以下の事項を遵守しなければならない。

- 1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- 2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況及び関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行わなければならない。
- 3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

5-3 業務の内容

5-3-1 積算に必要な現地調査

実施内容は、港湾等発注者支援業務共通仕様書2-1-2 1)の内容とする。なお、具体的な実施内容は以下のとおりとし、時期については事前に調査職員と別途協議するものとする。本内容は、未計上である。

- ・ 積算に必要な資料の賃借・内容の把握
- ・ 現地調査に係る事前協議及び資料作成
- ・ 現地調査(現場条件等の確認)

5-3-2 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成

実施内容は、港湾等発注者支援業務共通仕様書2-1-2 2)の内容とする。なお、具体的な実施内容は以下のとおりとする。

- ・ 設計資料等(貸与資料)の確認
- ・ 工事発注延長及び工区等の検討
- ・ 工事発注図面の作成
- ・ 数量総括表(数量計算書)の作成
- ・ 特記仕様書(案)の作成(施工条件の検討含む)
- ・ 見積、特別調査依頼案件の抽出・・・未計上である。

5-3-3 積算根拠資料作成

実施内容は、港湾等発注者支援業務共通仕様書2-1-2 3)の内容とする。なお、具体的な実施内容は以下のとおりとする。

- ・ 積算条件資料の作成
- ・ 経済比較資料の作成
- ・ 積算根拠資料の作成

5-3-4 積算システムへの積算データ入力

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 4)の内容とする。なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

- ・ 積算システムへのデータ入力
- ・ 入力データの確認(根拠情報出力による確認)

5-3-5 打合せ

打合せは、対象工事・業務毎又は複数工事・業務毎等に行うものとし、業務着手時及び成果納入時に計6回、対象工事・業務の目的、内容を把握し、作業手順等について調査職員と管理技術者が打合わせを行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

5-3-6 協議・報告

本業務の遂行に当たっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議または報告を行うものとし、事前協議(1回)、最終報告(1回)の計2回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

5-3-7 照査

実施内容は「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-5 5)のとおり照査を行うものとする。

5-4 対象工事等

本業務の対象工事・業務数は、以下のとおりとする。なお、対象工事・業務の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

令和2年度対象件名

対象予定工事・業務名	工 期 (参考)
●工事	
令和元年度 東京湾浅場造成工事	令和元年11月8日～令和3年3月15日

対象予定工事・業務名	件数	工 期 (参考)
●工事		
千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)(変更) (港湾土木工事)	1	平成31年3月～令和2年9月 上期 1件
千葉港葛南中央地区岸壁(-10m) (港湾土木工事)	1	令和2年6月～令和3年3月 上期 1件
千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)(変更)(港湾土木工事)	1	令和2年6月～令和3年3月 下期 1件
千葉港葛南中央地区泊地(-12m)(変更) (港湾土木工事)	1	令和2年3月～令和2年9月 上期 1件
千葉港葛南中央地区航路(-12m)(変更) (港湾等浚渫工事)	1	令和2年3月～令和2年9月 上期 1件
●業務		
千葉港葛南中央地区(土質調査)	1	令和2年7月～令和2年11月 上期 1件
千葉港葛南中央地区(土質調査)(変更)	1	令和2年7月～令和2年11月 下期 1件
千葉港千葉中央地区(土質調査)	2	令和2年4月～令和2年10月 上期 2件
千葉港千葉中央地区(土質調査)(変更)	2	令和2年4月～令和2年10月 下期 2件
千葉港千葉中央地区(測量調査)	1	令和2年4月～令和2年10月 上期 1件
千葉港葛南中央地区(環境調査)	1	令和2年11月～令和3年3月 下期 1件

5-5 業務の実施体制

- 1) 管理技術者の資格は「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-5に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
管理技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種又はⅡ種

- 2) 本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか、担当技術者の配置は「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-6に規定する定めによるものとし、定めのないものについては下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
担当技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種又はⅡ種

- 3) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

5-6 成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-15及び2-1-4に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめるうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品

CD-R 又は DVD-R 2枚

6. 貸与資料

- 1) 本業務に必要な以下の資料等は、貸与するものとする。なお、積算数量登録補助システムについては、調査職員の立会のもと、当該システムのインストール及びアンインストールを行うものとする。
 - (1) 対象工事・業務の設計資料等
 - (2) 積算数量登録補助システム(DVD-ROM)
 - (3) その他必要と認められる資料等
- 2) 積算数量登録補助システムを使用するために必要なパソコンの機能
 - (1) 機種:MS-Windows10が動作するPC/AT互換機
 - (2) CPU: Intel Pentium III 1G Hz以上
 - (3) メモリ: 1GB RAM(32bit OS時)または、2GB RAM(64bit OS時)
 - (4) HDD: OS領域を除いて2.0GB以上の空きが有ること
 - (5) ディスプレイ: 解像度がカラ-1024×768ピクセル以上
 - (6) OS: 以下のOSのいずれか
・MS-Windows10(1803)
 - (7) ウイルス対策: 最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは、常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用すること
- 3) 受注者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに返却するものとする。

7. その他

- (1) 本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。
- (2) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。
また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】を参考とする。
- (3) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (4) 技術提案
 - 1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書に記載するものとする。
 - 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と別途協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、業務計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - 3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
 - 4) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

- (5) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書(港湾等発注者支援業務共通仕様書1-1-11業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できる者とし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
 - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。
- (6) 本業務は、発注者が実施する「港湾工事施工実態調査」の対象業務であるため、記入要領に基づき調査票に必要事項を正確に記入し、調査職員に提出するものとする。
施工情報調査: 港湾等発注者支援業務
- (7) 本業務を実施するにあたり、受注者は、調査職員の指示により、業務に使用する事務室所在地から業務用自動車での移動が困難な遠隔地で業務を遂行する場合は、事前に実施体制について調査職員と協議するものとする。なお、これに伴う費用は、本業務において受注者が設置する事務所を出発基地として計上できるものとし、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (8) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を千葉駅と想定しているため計上していない。なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。

以 上

対象工事数一覧表

業種別：① 港湾等しゅんせつ工事

港名	工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等の作成						積算根拠資料作成			積算システムへの積算データ入力	積算に必要な現地調査
				設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
千葉港 及び 東京湾	2迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1
		修正積算												
	3～4迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	5～7迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1
		修正積算												
	8以上	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
標準・類似工事数の合計			2											

変更①は、新規工種追加の場合

変更②は、数量精算の場合

2工種迄	変更積算②	千葉港葛南中央地区航路(-12m)(変更)
5～7工種迄	変更積算②	令和元年度 東京湾浅場造成工事(二次変更)

対象工事数一覧表

業種別：② 港湾土木工事

港名	工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等の作成						積算根拠資料作成			積算システムへの積算データ入力	積算に必要な現地調査
				設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
千葉港 及び 東京湾	2迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	3～4迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		修正積算												
	5～7迄	標準積算												
		類似積算	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		変更積算①												
		変更積算②	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		修正積算												
	8以上	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
標準・類似工事数の合計			4											

変更①は、新規工種追加の場合
変更②は、数量精算の場合

3～4工種迄	変更積算②	千葉港葛南中央地区泊地(-12m)(変更)
	類似積算	千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)
5～7工種迄	変更積算②	千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)(変更)
	変更積算②	千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)(変更)

対象業務数一覧表

業種別：③ その他業務

港名	工種数	積算種別	業務数	工事発注図面等の作成						積算根拠資料作成			積算システムへの積算データ入力	積算に必要な現地調査
				設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
千葉港 及び 東京湾	2迄	標準積算												
		類似積算	5		5	5	5		5		5	5		
		変更積算①												
		変更積算②	3		3	3	3		3		3	3		
		修正積算												
	3～4迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	5～7迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	8以上	標準積算												
類似積算														
変更積算①														
変更積算②														
	修正積算													
標準・類似業務数の合計			8											

変更①は、新規工種追加の場合

変更②は、数量精算の場合

2工種迄	類似積算	千葉港葛南中央地区(土質調査)
	類似積算	千葉港千葉中央地区(土質調査)
	類似積算	千葉港千葉中央地区(土質調査)
	類似積算	千葉港千葉中央地区(測量調査)
	類似積算	千葉港葛南中央地区(環境調査)
	変更積算②	千葉港葛南中央地区(土質調査)(変更)
	変更積算②	千葉港千葉中央地区(土質調査)(変更)
	変更積算②	千葉港千葉中央地区(土質調査)(変更)